

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2人」を削る。

第3条第1項中「の部」の右に「，室」を加え，「消防団課」を削り，「予防部」を

「消防団・自主防災推進室」に改め，「市民安全課」を削り，「警防計画課」を
「消防団・自主防災推進室」に改め，「市民安全課」を削り，「情報指令課」を
「警防課」に改め，「技術指導課」を削り，同条第4項中「消防救助課」を「警防課」に改め，「本部指揮救助隊及び」を削る。

第4条第1項中「部長」の右に「，室に室長」を加え，同条中第6項を第8項とし，第5項を第7項とし，同条第4項中「，部」の右に「及び室」を，「担当部長」の右に「，室」を加え，同項を同条第6項とし，同条第3項表以外の部分中「課」を「室及び課」に改め，同項の表部又は学校の名称の項中「部又は学校の名称」を「部，室又は学校の名称」に改め，同表総務部の項中「庶務係長」を「庶務係長 企画係長」に，「企画広報係長」を「広報係長」に改め，「消防団課」を「消防団係長 消防団事業推進係長」に改め，

「消防団係長 消防団事業推進係長」を削り，同項の次に次の1項を加える。

消防団・自主防災推進室	消防団係長 消防団事業推進係長 自主防災推進係長
-------------	--------------------------

第4条第3項の表予防部の項中

「

指導課	設備係長 危険物係長 保安係長
市民安全課	防災推進係長 防火安全係長

を

」

「

指 導 課	設備係長	危険物係長	保安係長
-------	------	-------	------

」に改め、同表警防

部の項中「警防計画課」を「警防課」に、「計画係長」を「計画係長 消防係長 救助係長 訓練装備係長」に改め、

「

消 防 救 助 課	消防係長	救助係長
-----------	------	------

」を削り、同表消防

学校の項を次のように改める。

消 防 学 校	教育管理課	教育管理係長 教育指導係長 救急教育係長 救命講習係長
---------	-------	-----------------------------

第4条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 警防部に消防活動総合センター長を置く。

3 消防団・自主防災推進室に消防団課長及び自主防災推進課長を置く。

第5条第1項中「、部長」の右に「、室長」を、「統括監察員」の右に「、消防活動総合センター長」を、「消防監、課長」の右に「、消防広域対策官、消防団課長、自主防災推進課長」を加える。

第6条第4項中「担当部長」の右に「、消防団課長、自主防災推進課長」を加え、同条第5項中「部長」の右に「、室長」を加え、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 消防活動総合センター長は、上司の命を受け、京都市消防活動総合センターの運用に関する事務（消防学校の分掌する事務を除く。）を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第7条本文中「総務部長」の右に「、消防団・自主防災推進室長」を加える。

第8条第1項中「部、」の右に「室、」を加え、同項総務部の款総務課の項第6号を削り、同款消防団課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

消防団・自主防災推進室

- (1) 消防団の組織及び制度に関すること。
- (2) 消防団員の教育に関すること。
- (3) 消防団員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (4) 消防団の充実強化に関すること。

- (5) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (6) 地域の団体との連携に関すること。
- (7) 京都市市民防災センターに関すること。

第8条第1項予防部の款予防課の項に次の1号を加える。

- (6) 住宅の防火対策の推進に関すること。

第8条第1項予防部の款市民安全課の項を削り、同項警防部の款警防計画課の項を次のように改める。

警防課

- (1) 警防活動の組織及び制度に関すること。
- (2) 災害の警戒、防御その他警防対策に関すること。
- (3) 京都市消防活動総合センターを活用した訓練の指導に関すること。
- (4) 消防水利に関すること。
- (5) 消防装備（消防通信施設及び航空機を除く。）の整備及び管理に関すること。
- (6) 消防航空隊に関すること。

第8条第1項警防部の款消防救助課の項を削り、同項消防学校の款教育管理課の項第4号中「京都市消防活動総合センター」の右に「の維持管理」を加え、同項に次の2号を加える。

- (5) 救急教育訓練センターに関すること。
- (6) 応急手当の普及啓発に関すること。

第8条第1項消防学校の款技術指導課の項及び支援課の項を削り、同条第4項中「本部指揮救助隊及び」を削り、同項本部指揮救助隊の項を削り、同項消防航空隊の項各号列記以外の部分中「消防航空隊」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市消防職員被服等貸与規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」の右に「室の庶務を担当する課長並びに」を加える。

(消防局総務部総務課)